

平成28年度 別海町職員採用試験のお知らせ

1 試験区分、受験資格及び採用予定人員

| | 試験区分 | 受験資格 | 採用予定人数 |
|---|----------------|--|--------|
| 1 | 一般事務職 (特別枠) | 昭和59年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高校卒業以上の学歴を有する方 | 2名 |
| 2 | 林業専門技術員 | 森林の整備及び保全の監理に従事した期間が10年以上あり、学校教育法による高校卒業以上の学歴を有する方で、昭和46年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方 | 1名 |

※日本の国籍を有しない方または地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方は受験できません。

2 採用予定日 平成28年4月1日

3 試験日及び試験内容等

| | 試験区分 | 受付期限 | 試験日 | 試験開始時間 | 試験会場 | 試験内容 |
|---|----------------|--------|--------|--------|-------|----------------------|
| 1 | 一般事務職 (特別枠) | 10月16日 | 10月25日 | 9:30 | 別海町役場 | 教養試験、作文試験、適性検査及び面接試験 |
| 2 | 林業専門技術員 | 10月15日 | 10月22日 | 15:00 | | 教養試験、適性検査及び面接試験 |

4 申込先 別海町役場総務部総務課人事厚生担当 〒086-0205 別海町別海常盤町280番地

5 提出書類 指定履歴書(写真貼付)、最終学歴の卒業証明書

※指定の履歴書がありますので役場総務課又は支所にお問合せください。また、ホームページからダウンロードすることも可能です。

詳細、ご不明な点は、下記までお問合せください。

問合せ/人事厚生担当(内線2114)

秋の交通安全運動

9月21日(月)から30日(水)の10日間、秋の全国交通安全運動が右の5項目を重点として展開されます。

また、期間中は、各地区で様々な交通安全啓発運動が展開される予定です。啓発運動が大きな成果となるよう、みんなで取り組みましょう。

重点5項目

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 居眠り運転による交通事故防止



9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日



9月1日は「防災の日」

9月1日を含む1週間を「防災週間」として指定しています。

いざという時に備え、日頃から災害に対する意識を持つことが、自分や大切な家族の命を守ることにつながります。自分ができることから、実践していきましょう。

防災の日は、大正12年(1923年)9月1日に発生し、10万人以上の死者・行方不明者を出した『関東大震災』に由来しています。また、この時期日本に上陸する台風も多いことから

問合せ/防災交通担当(内線2116・2117)

別海町ふるさと応援制度

寄付をいただきました



臼井洋二さん（神奈川県横浜市在住）から寄付をいただきました。
寄せられた寄付金は『高齢者・障がい者の支援に関する事業』『スポーツの振興発展に関する事業』に有効活用させていただきます。

問合せ／企画振興担当（2213・2214）

べつかい協働のまちづくり補助金 (公募型)のお知らせ

前期分採択事業決定

平成27年度前期分採択事業が決定しましたのでお知らせします。採択された事業については、本補助金を有効活用し継続した活動となることを期待しています。

| 事業名 | 団体名 | 補助区分 | 交付予定額 | 事業の内容 |
|-------------|-----------|-----------------|-------|--|
| 西別街道散策路整備事業 | 西別街道を歩こう会 | 担い手支援型補助金（8割補助） | 12万円 | 昨年度に整備した自然散策路の維持管理やソフト事業に取り組み、住民の健康維持や交流の促進を図る |

※採択事業の活動状況は、今後ホームページ等を活用しお知らせしていく予定です。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2216）

徴収対策の強化について

町税の納付は、法令等に則り自主納付による納期内納税を原則としています。

「催告に応じない」「滞納をしたまま連絡がない」「誓約を守らない」などの場合には、税負担の公平性の確保のため、預貯金・給与・生命保険などの調査や差押えを執行しますので承知願います。

本年度の債権調査・差押件数

■債権の調査～984件

■債権の差押～73件

（平成27年7月末現在）

納付が困難な場合は必ずご連絡願います

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）

火災多発! ご注意ください!

町内では、8月25日現在12件の火災が発生しており、特に7月以降は5件となっており多発しています。

内訳としては、建物火災が全焼3件、半焼1件の計4件。車両火災4件、航空機火災1件、林野火災1件、その他火災2件となっています。

火災の原因については、農業用機械の駆動部が破損して牧草に着火したケースや、ホコリと湿気によってコンセントから出火する場合などがあります。また、依然として、ゴミ焼きからまわりの草などに燃え広がり、火災になるケースも見られます。

屋外でのゴミ焼きは法律で禁止されており、違反者には**5年以下の懲役又は1,000万円（法人3億円）以下の罰金刑**に処される場合があります。

火災は、「つい・うっかり」などの人為的原因から、多くの財産が失われます。火災の発生を防止するためには、一人ひとりの心掛けが何よりも重要です。火災の無いまちを目指し、今一度、防火にご協力ください。

問合せ／別海消防署予防課 TEL75-2200